

ITを活用した金融の高度化に関するワークショップ(第3期)

# 第6回 「オープンAPI」

論点整理

2018年6月13日  
日本銀行 金融機構局  
金融高度化センター  
中山 靖司



*Bank of Japan*



# APIとは①

- API (Application Programming Interface) とは、一般に「あるアプリケーションの機能や管理するデータ等を他のアプリケーションから呼び出して利用するための接続仕様等」を指し、このうち、サードパーティ(他の企業等)からアクセス可能なAPIが「オープンAPI」と呼ばれる。

(「オープンAPIの在り方に関する検討会報告書」(全銀協<2017年7月13日>)

# APIとは②

## (データ利用側)

- API仕様に基づきアクセスすれば、データ提供側の検索方法やデータベース構造を意識することなく、データを取り出すことができる。

## (データ提供側)

- データ提供方式を統一できるため、API経由以外の接続を排除できる(セキュリティ上不適切なアクセス手段の削減)ほか、システム変更時でもデータ利用側への影響を極小化することができる。

# オープンAPIの意義

- オープンAPIは、オープン・イノベーションを実現していくための手段(キー・テクノロジー)の一つと位置づけられる。

単なるデータ連携上の意義を超えて、他の事業者等と金融機関が協働して、それぞれの保有する情報やサービスを組み合わせるための手段を提供するもの。

  - 金融制度WGが2016年末にまとめた報告書において、オープンAPIは、オープン・イノベーションを支える核と位置付けられた。
  - 一方、オープンAPIを提供する国内金融機関が少数に止まっていたことから、普及・拡大を促進するために、2017年の銀行法改正によりオープンAPIの努力義務が課された。

# 銀行法等の一部を改正する法律①

## (平成29年法律第49号)

(成立) 2017年5月26日

(公布) 2017年6月 2日

(施行) 2018年6月 1日

(背景) 利用者保護を確保しつつ、金融機関とフィンテック企業とのオープン・イノベーション(連携・協働による革新)を進めていくための制度的枠組みを整備。

—— 「利用者から当該利用者に係る識別符号等を取得することなく当該銀行等に係る電子決済等代行業等を営むことができるよう」にする。

# 銀行法等の一部を改正する法律②

## (平成29年法律第49号)

### (概要)

#### 1. 電子決済等代行業者の体制整備・安全管理にかかる措置

- 利用者保護のための体制整備
- 情報の安全管理義務等
- 財産的基礎の確保

#### 2. 電子決済等代行業者の金融機関との契約締結等

- サービス提供にあたり以下の事項を含む契約を締結
  - ・利用者の損害に係る賠償責任の分担
  - ・利用者に関する情報の安全管理

#### 3. 金融機関におけるオープン・イノベーションの推進に係る措置

- 電子決済等代行業者との連携・協働に係る方針の策定・公表
- 電子決済等代行業者との接続に係る基準の策定・公表
- オープンAPI導入に係る努力義務

(金融庁資料より)

# APIの公開レベル

Closed API	Private	内部からのみアクセス可能
Open API	<b>Partner</b>	バイラテラルな合意に基づくパートナーがアクセス可能
	Member	資格要件等が定められたコミュニティに属するメンバーのみがアクセス可能
	Acquaintance	一定の利用規約や契約のもとで誰でもアクセス可能
	Public	登録すれば誰でもアクセス可能

(※) 銀行法等の一部を改正する法律におけるオープンAPIは、Partnerに相当。

Euro Banking Association “Understanding the business relevance of Open APIs and Open Banking for banks”, May 2016より

# APIの分類①・・・機能別

種別	具体例
更新系API	本人口座から本人以外の口座等への資金移動(振込) 自口座内での移動(投信購入等) 住所変更等
参照系API	残高照会 取引明細(通帳記帳情報)照会

(参考)銀行法等の一部を改正する法律における「電子決済等代行業」と対応。

- ① 決済指図伝達事業者の事業 => **更新系API**を利用  
Payment Initiation Service Provider (PISP)
- ② 口座情報利用事業者の事業 => **参照系API**を利用  
Account Information Service Provider (AISP)

# APIの分類②・・・用途別

## (インサイド型)

社内データの利用や社内システム間の連携に内部APIを利用。

## (インバウンド型)

社外データや機能を活用し、サービスの高度化につなげる。

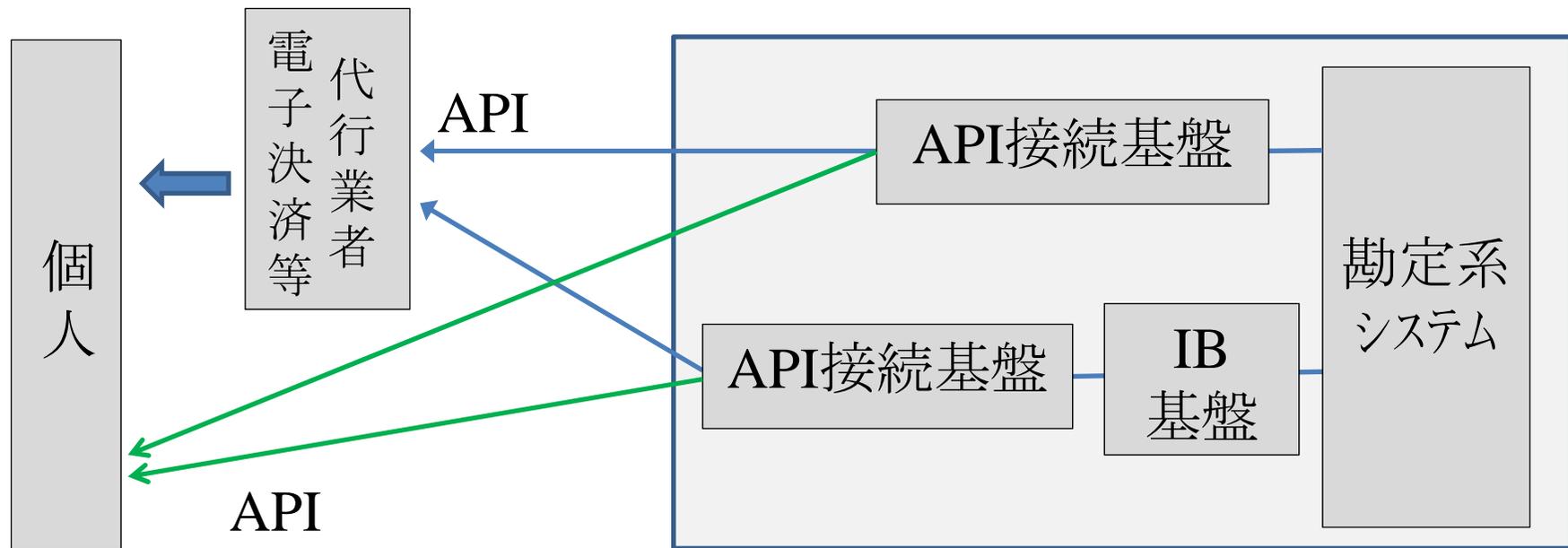
## (アウトバウンド型)

自社のデータや機能を他社に開放し、ビジネスの可能性を広げる。

(※) 銀行法等の一部を改正する法律におけるAPI開放とは、アウトバウンド型のこと。

# API接続基盤①

- API開放にあたっては、従来のシステムとの接続するための「APIアダプタ」や外部に開放するための「APIゲートウェイ」等の機能を持つAPI接続基盤の構築が必要。
  - API接続基盤の機能: 認証、電文制御、流量制限、電文形式変換、課金等
- API接続基盤の構築方法には「IB経由」と「勘定系直結」がある。



# API接続基盤②

	IB経由	勘定系直結
API接続の対象となる顧客	・IB契約者	・口座保有者
機能の自由度	・IBで提供されている機能に限定(過去分の取引明細の期間、同時ログイン制約等)	・自由度が高い ・内部APIでの活用も可能
構築コスト	・比較的安価かつ短期に構築可能	・本人認証を行うためのシステム構築が新たに発生 ・インターネットに公開されるためIB並みのセキュリティ対策が必要
その他		・事務コスト(ID/PWの書留郵送、本人確認等の審査)

# 金融機関のAPI公開見通し

- 金融機関は、改正銀行法に則り、平成30年3月1日までに電子決済等代行業者との連携及び協働に係る方針(API接続方針)を公表したところ(施行日より2年以内でのオープンAPI導入にかかる体制整備の努力義務)。

▽金融機関(138先)のAPI公開見通し(※)

(2018年3月2日時点)

		個人向け		
		未定/ 対応予定なし	参照系のみ公開	参照系と更新系を 公開
法人向け	未定/ 対応予定なし	9	4	20
	参照系のみ公開	0	13	3
	参照系と更新系 を公開	3	4	82

(※)各金融機関の公表資料をもとに集計

# 論点の一例①

## ● API公開の目的

－経営戦略や経営課題との関係で明確に整理されているか。

## ● API公開で何が変わるのか？

(金融機関自身が提供するサービスの高度化)

－更新系API活用による決済を伴うサービスのアイデア等

(電子決済等代行業者が提供するサービスの広がり)

－API公開で広がるサービスの可能性、金融機関との関係

(金融機関内部のシステムへの影響)

－内部API活用によるサブシステムや基幹システムの軽量化、システムの疎結合化

－IBへのスクレイピングのアクセスが減るため、IBの負荷が軽減 (IB運営費用の削減)

－将来的にはIB基盤が不要？

# 論点の一例②

## ● API接続の収益モデル

- (収入) APIによるデータや機能提供の対価  
APIアクセスによる新たに入手できるデータの活用
- (支出) 外部の機能活用の対価<例:通帳機能>  
API基盤構築や利用にかかるベンダー等への支払い

## ● システム・セキュリティ面

- 情報漏えい時の責任分担、不正アクセス時の対応
- データ交換形式(JSON等)、アクセス形式(RPC系 or REST系)、認証方式などで留意点はあるか、APIの標準化

## ● API接続基盤のあり方

- IB経由型か勘定系直結か
- API接続基盤を単独で用意するか、共同利用型を使うか

## ● API活用の広がり

- 業界を超えた様々なオープンAPIの活用(APIエコノミー)以上